

令和8年度実施 米沢市職員採用試験 「高卒程度（土木）学校推薦枠」実施要領

1 目的

この要領は、成績が優秀で優れた人間性を有し、米沢市職員として実践力を発揮することが期待できる者について、山形県内の高等学校からの推薦を受け、「学校推薦枠」採用試験を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象となる職種、採用予定数及び従事する職務の内容

職種	採用予定数	職務内容
高卒程度(土木) ※学校推薦枠	1名程度	主として土木に関する知識、技術、能力を必要とする業務及び一般行政の業務に従事する職務

3 受験資格

以下の(1)から(5)のすべての要件を満たす者

- (1) 平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれ、現在高校3年生の者
- (2) 日本国籍を有する者
- (3) 地方公務員法第16条に規定される欠格条項のいずれにも該当しない者
- (4) 山形県内の高等学校で土木に関係の深い科目を履修している者で、在学中の高等学校の校長から推薦を受けた者
- (5) 高等学校の卒業後に米沢市職員になることを第一志望とする者

4 推薦基準

以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者のうち、高等学校の校長が推薦する者。

- (1) 「3 受験資格」を満たしている者
- (2) 令和9年3月31日までに在学する高等学校を卒業する見込みがあり、米沢市に確実に勤務ができると校長が認める者
- (3) 米沢市の求める職員像※に成長し得る資質と能力を有するとともに、学業成績評定が3.8以上である者

※米沢市の求める職員像（「米沢市人材育成基本方針」より）

- ①行政のプロとして、高い意識と能力を持つ職員
- ②市民とともに積極的にまちづくりを推進する職員
- ③自ら進んで考え、行動し、創造する職員

5 推薦者数

同一年度内において高等学校の校長が推薦することができる者は、1校につき1名とする。

6 出願方法

- (1) 推薦を受けようとする者は、エントリーシート（様式1）を高等学校に提出するとともに、必要書類の作成を高等学校に依頼するものとする。
- (2) 高等学校は、推薦を希望する者を取りまとめ、推薦基準に従って推薦を行う者（以下、「被推薦者」という。）を決定し、被推薦者に対してその旨を通知する。
- (3) 高等学校は、①被推薦者から提出されたエントリーシート、②推薦書（様式2）及び③調査書の3点を郵送により米沢市に提出する。なお、封筒表面には「職員採用試験提出書類在中」と朱書きし、受付期間内に届くように送付すること。
- (4) 被推薦者は、インターネットから当該試験の受験を申し込む。

7 選考方法

- (1) 第1次試験：令和8年9月27日
 - ①書類審査（エントリーシート・推薦書・調査書）
 - ②筆記試験（SPI3）
- (2) 第2次試験：令和8年10月中旬
個別面接等

8 試験結果の通知

試験の結果は、第1次試験、第2次試験ともに被推薦者及び推薦を行った高等学校に通知する。ただし、第1次試験不合格時の試験成績については、その希望があった場合に、被推薦者本人に対してのみ開示するものとする。

9 その他

- (1) この要領に記載されていない事項については、採用試験受験案内の内容のとおりとす。
- (2) この試験に合格した者であっても、令和9年3月31日に推薦を受けた高等学校を卒業できず、同年4月1日から本市に就業することができない者にあつては、その合格及び採用を取り消す。